

監査公表第7号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年2月25日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史
糸魚川市監査委員 渡邊 重雄

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象

農林水産課、農業委員会事務局、こども教育課、ガス水道局、健康増進課、議会事務局

(主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり)

3 監査の実施日

令和2年1月27日、令和2年1月28日

4 監査の方法

令和元年度の市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、渡邊重雄監査委員は、議会事務局の議会費の支出事務のうち政務活動費の監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監 査 対 象 一 覧

課名（実施日）	主な調査事項
<p style="text-align: center;">農林水産課 （1月27日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化支援事業の支出事務 ・ 食の魅力向上事業の支出事務 ・ 森林経営管理推進事業の支出事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
<p style="text-align: center;">農業委員会事務局 （1月27日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地関係手数料の収入事務 ・ 農業委員会諸費の支出事務
<p style="text-align: center;">こども教育課 （1月27日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校通学支援事業の支出事務 ・ 小学校・中学校ICT環境推進事業の支出事務 ・ スポーツエキスパート等活用事業の支出事務（平成30年度事業を含む。） ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務
<p style="text-align: center;">ガス水道局 （1月28日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注工事収益の収入事務（ガス事業会計） ・ 受注工事費の支出事務（ガス事業会計） ・ 検針業務経費の支出事務（各公営企業会計） ・ 公共下水道管理費（委託料）の支出事務（下水道事業会計） ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
<p style="text-align: center;">健康増進課 （1月28日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり教室参加者負担金の収入事務 ・ 健康づくり推進事業の支出事務 ・ 定期予防接種事業の支出事務 ・ 診療所運営事業の支出事務 ・ 医療用消耗器材費の支出事務（国民健康保険診療所特別会計） ・ 徴収費の支出事務（後期高齢者医療特別会計） ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務
<p style="text-align: center;">議会事務局 （1月28日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会費の支出事務